

2026年度スノーリゾート関係調査業務 公募型企画競争提案説明書

1 業務名 2026年度スノーリゾート関係調査業務

2 業務の背景及び目的

スノーリゾートシティSAPPORO推進協議会（以下「委託者」という。）では、「雪の街の魅力」と「国際観光都市の魅力」が融合した、札幌ならではの「都市型スノーリゾートシティ」をブランド化し、インバウンドを始めとした観光客の増加等による冬の観光消費拡大を図ることを目的として、様々な取組を進めている。

本業務では、海外市場を対象として、各種統計データや既存調査、定量調査等を活用した分析を行い、スノーリゾート誘客における市場特性や旅行者ニーズ、行動特性等を把握するとともに、市場規模・成長性、誘客可能性、札幌との親和性、観光消費への波及可能性等の観点から市場・ターゲットを比較・評価する。

その上で、優先的に取り組むべき重点市場（国・地域）及び重点ターゲット層を明確化し、その選定根拠、優先順位及び今後の取組に向けた位置付けを整理する。

また、重点市場・ターゲットに加え、将来的に取り組むべき市場も含め、市場ごとの特性や成長可能性等を踏まえた今後4年間の取組の方向性、優先順位及び段階的な誘客施策の展開を整理し、委託者のアクションプランの策定及び次年度以降の戦略的な取組の検討に資する基礎資料を得ることを目的とする。

3 業務委託期間

業務委託期間は、契約締結日から2027年3月31日（水）までの間の所定の日とする。ただし、所定の日は事業の内容に応じ委託者が定める。

4 予算規模（契約限度額）

18,260,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※本業務について上記金額内での提案を募集するものであり、契約予定額ではない。

5 業務内容

詳細は、別紙「2026年度スノーリゾート関係調査業務 仕様書」のとおりとする。なお、業務内容は、契約候補者との協議によって変更する場合がある。

6 企画提案を求める事項

以下の項目を含み、別紙の仕様書に記載された内容を満たす提案をすること。なお、企画提案書は評価基準に準じた構成で、本編 30 ページ程度を目安とし、簡潔かつ要点を整理した記載とすること。補足資料を含めた総ページ数は 50 ページ程度とし、評価の主対象は本編とする。

(1) 業務全体の実施戦略

札幌が目指す「都市型スノーリゾート」の方向性、本事業の趣旨及び目的を的確に理解し、海外市場の動向等を踏まえ、本業務の調査・分析から重点ターゲットの具体化、今後の戦略・アクションプランの検討までを一貫してつなげる業務全体の実施戦略を示すこと。

- (2) 机上調査による有望市場の抽出
スノーリゾート誘客における有望な訪日旅行市場を抽出するため、市場規模・成長性、訪日旅行需要、スキー・スノーリゾート需要、競合環境等を踏まえた調査項目、評価軸及び選定手法を具体的に示すこと。
- (3) ターゲット候補国・地域の調査
(2)で抽出した候補市場について、各市場における旅行者の特性、スキー・スノーボード等の経験、雪体験に対する需要、旅行目的・行動、スノーリゾート旅行者としての成熟度及び将来的な成長可能性等を把握・分析するための調査手法、対象者、サンプル設計、設問等の調査設計及び実施計画を具体的に示すこと。
- (4) 重点ターゲットの分析・具体化
(3)の調査結果を踏まえ、各市場における旅行者像を具体化するとともに、市場規模・成長性、札幌との親和性、誘客可能性、観光消費への波及可能性等の観点から市場・ターゲットを比較・評価し、重点的に取り組むべきターゲットを明確化するための分析・評価手法を具体的に示すこと。
- (5) 誘客に向けたロードマップとアクションプランの策定
今回の定量調査の対象として選定した重点市場・ターゲットに加え、定量調査の対象外となる市場についても、市場特性、成長可能性、札幌との親和性等を踏まえて今後の取組の方向性や優先順位を整理し、各市場について誘客施策の展開等をどのような順序・時期で進めていくのかについて、今後4年間のロードマップを示すこと。その上で、市場ごとの育成方針、追加調査・検証の実施時期、プロモーション等の取組開始時期を整理し、具体的なアクションプランを示すこと。
- (6) 今後の調査・検証への提言
本業務で得られる調査・分析結果を踏まえ、今後の戦略策定・施策展開に向けて、現時点で把握が不足する事項や継続的に検証すべき事項を整理するとともに、追加調査・検証の必要性、優先順位及び実施時期等について、具体的な考え方を示すこと。
- (7) 業務全体の運営体制
本業務を円滑かつ一貫して遂行するための実施体制（総括責任者、従事予定者、体制図、従事者の知見・専門性、過去の実績等）及び業務スケジュールを明示すること。
- (8) 費用の妥当性
本業務に必要な経費について、調査・分析内容及び実施体制等を踏まえた積算根拠が分かる見積書を提示すること。

7 参加資格要件

参加者は単独事業者のみとし、複数の事業者による共同での参加を認めない。参加者は、次の要件を全て満たすこと。ただし、下記(5)の要件を満たしていない場合であっても、その他の要件を満たしている場合は、下表に定める必要書面を参加申込書と同時に提出を行うことで、参加の申し込みを行うことができる。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 令和8～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「一般サービス業」、中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」または「広告業」に登録されていること。
- (6) 審査基準日の直前1年間において、1期の決算における製造、販売、請負等の実績高があること。
- (7) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者でないこと。
- (8) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。
- (9) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条に規定する暴力団関係事業者でないこと。

<札幌市の競争入札資格者名簿に登録されていないものが提出する書面>

提出書面	備考
ア 申出書	(様式3)
イ 登記事項証明書	※登記は現在事項証明または全部事項証明（写し可） ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
ウ 財務諸表（直近2期分）	貸借対照表、損益計算書
エ 納税証明書 （市区町村税）	※本店（契約権限を委任する場合は受任先）の所在地の市区町村が発行するもの（写し可） ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
オ 納税証明書 （消費税・地方消費税）	※未納がない旨の証明書（写し可） ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの

8 参加手続きに関する事項

(1) 日程

公募開始	2026年8月26日（水）
質問受付期限	2026年9月2日（水）12時必着
参加申込書及び 競争入札参加認定通知書の提出期限	2026年9月9日（水）12時必着
企画提案書等の提出期限	2026年9月16日（水）12時必着
実施委員会（ヒアリング）	2026年10月5日（月）【予定】
選定結果の通知、契約締結	2026年10月中旬

(2) 提出書類

下記アからエまでの提出書類を、上記（1）の提出期限までに担当へ持参又は郵送（書留郵便など配達状況を確認できるもの）で提出すること。なお、FAXでは受付しない。

- ア 参加申込書（様式1） 1部
 - イ 競争入札参加資格認定通知書 1部
（上記7(5)を満たさない場合は、札幌市の競争入札資格者名簿に登録されていないものが提出する書面一式）
 - ウ 企画提案書及び業務費内訳書（見積書）
 - ・表紙に提案者の団体名称を記載したもの 3部
 - ・提案者の団体名称が記載されていないもの 8部
 - エ 上記ウのPDFデータ（メールによる提出） 1部
- (3) その他の留意事項
- ア 申込書類の作成・提出に係る費用は申込者の負担とする。
 - イ 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。
 - ウ 提出のあった申込書類は返却しない。
 - エ 同一の申込者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
 - オ 審査の公正を期するため、副本の企画提案書及び見積書には、会社名、住所、ロゴマークなど、企画競争参加者を特定できる表示を付さないこと。
 - カ 提出された企画提案書等は、差替えや変更を行うことは原則できない。
 - キ 委託者が選定にあたり必要と認めるときは、追加書類の提出を求めることがある。
 - ク 委託者が保有する調査結果については適宜提供する予定であり、必要に応じこれらを分析に活用すること。
- (4) 質問の受付及び回答
- 企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の書面（様式2）に質問に要旨を簡潔に記入し、電子メールで送信すること。
- ア 質問受付期限
2026年9月2日（水）12時00分まで
 - イ 質問に対する回答
質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を札幌観光協会ホームページで公表する。
 - ウ 送付先電子メールアドレス
dmol@sta.or.jp
※メールのタイトルは、「（団体名）2026年度スノーリゾート関係調査業務」とする。

9 選定方法

2026年度スノーリゾート関係調査等業務企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）において別添「評価項目及び評価基準表」により総合的に審査し、最も優れた企画提案者を契約候補者として選定する。

- (1) 参加資格の審査及び結果の通知
「7 参加資格要件」に基づき審査を行い、提案者に審査結果を通知する。
- (2) 実施委員会によるヒアリングの実施
企画提案者に対してヒアリングを行い、契約候補者を選定する。ヒアリングの実施にあたっては、次のとおり行うものとする。
 - ア 提案者側の出席者は最大3名までとする。

イ ヒアリングは、1 企画提案あたり、30分（企画提案書に基づくプレゼンテーション15分、質疑応答15分）を想定し、順次個別に行うものとする。

(3) その他

ア 提案者の数によっては、一次審査（書類選考）を行う場合がある。

イ 評価の結果は、提案者全員に文書により通知する。

ウ 実施委員会が定める最低評価基準点（実施委員会出席委員数×100×0.6）を超えた場合のみ契約候補者として選定する。

エ 実施委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

10 契約

契約候補者との契約は業務委託契約とする。また、原則として再委託を禁止し、委託者が事前に承諾した場合に限り、例外的に再委託できるものとする。詳細は契約書において規定する。本業務の実際の業務内容は、企画提案書に基づき、委託者と契約候補者による協議により決定する。企画提案書の内容がそのまま実際の業務内容とはならないことに留意すること。また、契約候補者が「7 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合、契約を締結しないことがある。契約候補者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

11 参加資格の喪失

企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあっては契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当したときは提出された企画提案に関する評価をせず、又は契約候補者としての選定を取り消すものとする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

12 失格事項

次のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者

13 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない、又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

14 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

15 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する
- (2) 当法人が本業務の実施に必要と認めるときは、企画提案を当法人が利用（必要な改変を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、当法人に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、当法人に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画提案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

16 その他留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。
- (2) 各種提出書類について、提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加提出は一切認めないものとする。

17 問い合わせ先

担当：スノーリゾートシティ SAPPORO 推進協議会 西岡・袴田
住所：〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 北海道経済センター 7 階
(一般社団法人札幌観光協会内)
電 話 011-211-3341
FAX 011-231-1970
メール dmol@sta.or.jp

「評価項目及び評価基準表」

評価基準点は「5点：非常に優秀 4点：優秀 3点：委託可能 2点：やや劣る 1点：劣る」とし、「評価基準点×係数」により評価点を求めるものとする。参加者が1者となった場合でも、別に定める最低基準点を超えた場合に限り優先交渉団体とする。

評価項目	評価内容	係数	評価点
業務全体の理解 (6-(1)関係)	札幌が目指す「都市型スノーリゾート」の方向性及び本業務の目的・位置付けを的確に理解し、調査・分析からターゲット選定、今後の誘客戦略の検討までを一貫してつなげる業務設計となっているか。	2	10
机上調査による有望市場の抽出 (6-(2)関係)	市場規模や成長性、訪日・スノーリゾート需要、競合環境等の多面的な情報を用い、対象市場を網羅的かつ客観的に比較・評価した上で、有望な国・地域を抽出するための調査項目、評価軸及び選定手法が明確かつ妥当か。	4	20
ターゲット候補国・地域の調査 (6-(3)関係)	選定した候補市場について、国・地域ごとの旅行者特性、スノーリゾート需要・経験、旅行行動、ニーズ等を適切に把握し、重点ターゲットの具体化につながる仮説を構築・検証するための調査設計（調査手法、対象者、サンプル、設問等）が具体的で妥当性があるか。	4	20
重点ターゲットの分析・具体化 (6-(4)関係)	机上調査及び定量調査等の結果を踏まえ、市場ごとの旅行者像や市場特性を分析するとともに、市場規模・成長性、札幌との親和性、誘客可能性、観光消費への波及可能性等の観点から市場・ターゲットを比較・評価し、重点的に取り組むべきターゲットを具体化するための分析・評価手法が明確かつ妥当であるか。	2	10
誘客に向けたロードマップとアクションプランの策定 (6-(5)関係)	今回の調査対象市場に加え、将来的に取り組むべき市場も含めて、今後4年間の市場ごとの優先順位や育成方針、取組のロードマップを整理し、各市場について誘客施策の展開までを段階的につなげるアクションプランを構築するための考え方・手法が明確かつ妥当であるか。	2	10
今後の調査・検証への提言 (6-(6)関係)	本業務で得られる調査・分析結果を踏まえ、今後の戦略策定・施策展開に向けて、現時点で把握が不足する事項や継続的に検証すべき事項を適切に整理し、追加調査・検証の必要性、優先順位及び実施時期等について、妥当な考え方が示されているか。	2	10
業務全体の運営体制 (6-(7)関係)	本業務に必要な市場調査、データ分析、マーケティング等の専門性を有する人材が適切に配置され、各工程を円滑かつ一貫して遂行できる実施体制及びスケジュールが具体的に示されているか。	2	10
費用の妥当性 (6-(8)関係)	提案する調査・分析内容及び実施体制に照らして見積りの根拠が明確であり、限られた予算の中で、業務目的の達成に必要な調査・分析に適切に資源を配分した費用対効果の高い提案となっているか。	2	10
		合計	100